

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 2年 9月 14日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 松尾電機株式会社 代表取締役社長 常俊 清治 電話 06 - 6332 - 0871					
主たる業種	電子部品（コンデンサ）の製造、販売	細分類番号	2   8   2   1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	取得している環境マネジメントシステムの運用により、エネルギー使用量の削減、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を実行する。						
計画を推進するための体制	会社の環境管理活動推進組織のもと、実施計画の策定、月毎の進捗管理を実行する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,750.7 トン	3,866.9 トン	3,828.2 トン	3,789.9 トン	2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,562.2 トン	3,816.9 トン	3,778.2 トン	3,740.4 トン	-17.2 パーセント	
目標の根拠	・平成22年度（2010年度）を基準として、令和2年度は26%、3年度は27%、4年度は28%削減する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 生産数（百万個）	8.28	8.54	8.45	8.37	2.09 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	設備の適正管理により生産数を維持しながら排出量を削減する。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	100.0 パーセント	104.0 パーセント	104.0 パーセント	104.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	・省エネ法、管理標準に基づく設備の運転管理を実行する。 ・生産数に合わせた設備の稼働調整を実行する。省エネ設備への更新を推進する。					
	(3)年度	・省エネ法、管理標準に基づく設備の運転管理を実行する。 ・生産数に合わせた設備の稼働調整を実行する。省エネ設備への更新を推進する。					
	(4)年度	・省エネ法、管理標準に基づく設備の運転管理を実行する。 ・生産数に合わせた設備の稼働調整を実行する。省エネ設備への更新を推進する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	なし					
	上記の措置を採用する理由	立地的に公共交通機関の利用では通勤困難となるため実施しない。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	排出物の削減						
特記事項	①令和2年4月に島根工場の一部生産ラインを福知山工場に移設した。排出量が基準年度に対し約160ton-CO2/年増加する。これを加味して計画を策定した。②第三計画期間の超過削減量149.5tonについて、令和2年度に50.0ton、令和3年度に50.0ton、令和4年度に49.5tonをそれぞれ差し引いて計算した。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。